

議案第 37 号

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成18年おいらせ町条例第54号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）の適用対象地域における産業振興を図るため、同法第10条の規定に基づく不均一課税措置を受けられる固定資産について、対象となる取得時期を延長させるため提案するものである。

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成18年おいらせ町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のおいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の規定は、平成27年3月31日から適用する。